

令和7年4月8日

保護者様

貝塚市立第四中学校長 坂中 達

**暴風警報発令及び特別警報発令時における臨時措置について  
地震発生の場合の緊急措置について**

平素は、本校の教育活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしのことにつきまして、本校では、**暴風警報発令時及び特別警報発令時**、また、**地震が発生**した場合、下記のとおり臨時措置をとりますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

記

1. **午前7時**の時点で、大阪府全域、泉州地域・貝塚市に**暴風警報及び特別警報**が発令されている場合は、生徒は**臨時休業**とします。

※ただし、大雨・洪水警報等が発令されているときには、通常授業を実施しますので、気をつけて登校するようにご指導お願いします。

2. 本市または隣接市町で震度5弱以上の地震が発生した場合

- **始業前**…**臨時休校**。
- **授業中**…授業中止（状況により学校待機または下校）。  
翌日は臨時休校。
- **放課後**…翌日は臨時休校。
- **登下校中**…子どもたちは揺れが収まるまで、その場で安全確保し、揺れが収まったら、学校か家の近い方、安全な方へ移動して下さい。  
家に家族がいない場合は、学校や知り合いの大人のいる安全な場所に避難して下さい。

3. 本市または隣接市町で震度5弱未満（4以下）の地震が発生した場合

- **通常授業**を実施します。
- ※ 学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとる場合があります。その際はホームページ等で連絡します。
- ※ 「隣接市町」とは、岸和田市、泉佐野市及び熊取町を言います。